

令和3年度一般廃棄物処理実施計画

1 趣旨

久慈市内における生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な単年度ごとの事業計画を定めるものである。

2 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 計画区域

久慈市全域（計画人口 33,454 人、面積 623.50 km²）

※ 数値は久慈広域連合一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定）の表 4-3-14 久慈市ごみ発生量予測結果より引用

4 計画の対象等

一般廃棄物（ごみ及び生活排水）を対象とし、ごみ処理実施計画及び生活排水処理実施計画を策定する。

5 ごみ処理実施計画

(1) 排出量の推移及び見込

（単位：トン）

年度	燃える ごみ	燃えない ごみ	資源物 ※資源物集団回収量を除く								合計
			缶類	ビン類	発泡・PET	紙類	プラスチック類	古着	小型家電	小計	
H27	11,425	860	140	297	98	538	135	0	0	1208	13,495
H28	11,354	761	122	290	91	535	131	18	22	1209	13,324
H29	11,184	723	116	290	91	617	131	20	27	1292	13,199
H30	11,161	647	121	320	95	594	129	22	41	1322	13,131
R1	11,165	645	127	334	100	588	135	24	41	1349	13,158
R2	11,055	638	123	300	93	562	130	21	32	1261	12,954
R3	10,974	616	121	296	92	557	128	20	32	1246	12,836
R4	10,872	605	120	293	91	551	127	20	31	1233	12,711

※ 数値は久慈広域連合一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定）の表 4-3-14 久慈市ごみ発生量予測結果より各数値を年換算したもの。

※ 小数点第1位を四捨五入し整数表記しているため、各値の和が合計値と一致しない場合がある。

(2) 発生・排出抑制計画

ごみの発生及び排出抑制を推進するため、住民、事業者及び行政がそれぞれの役割と責任を認識して積極的に行動するものとする。

① 住民による発生・排出抑制

ア 生ごみについては、コンポストなどを利用した堆肥化の推進や水切りの重要性の周知を行い、減量化を意識できるように働き掛ける。

また、関係団体等と連携し、材料を無駄にしない献立・調理方法の周知及び研修会の実施等などにより、生ごみの排出抑制に努める。

イ 買い物に行く際は、買い物袋を持参するとともに、過剰包装を断り、使い捨て製品や無駄なものの購入をやめ、「ごみになるものを買わない意識」を定着させる。

② 事業者による発生・排出抑制

ア 事業所から発生するすべてのごみについて、事業者としての社会的責任のもと、自己処理の原則を遵守し、自ら排出しているごみの量を把握するとともに、適正な処理と減量化が行われるよう十分な対策を講じる。

イ 多量排出事業者については、廃棄物減量計画の作成等による計画的なごみ減量に取り組むとともに、一層の分別や先進リサイクルシステムの導入について検討する。

③ 行政による発生・排出抑制のための環境づくり

ごみ分別に関する説明会の実施などにより、市民のごみ分別に対する意識醸成を図り、ごみの発生・排出抑制を図る環境を整える。また、処理の実施に係る長期的な視点のもと、生活系ごみの有料化等について久慈広域連合と協議を進める。

(3) 収集・運搬及び処理計画

① 分別及び排出方法

ア 生活系ごみ

分別区分	ごみの種類	収集回数	排出形態	収集方式	
燃えるごみ	生ごみ類（台所ごみ）、紙類（資源物を除いたもの）、ゴム、革製品類、木、草類、布、繊維、プラスチック類で焼却処理が適当なもの	週1回～ 週2回	久慈市指定ごみ袋		
燃えないごみ	金属類（ポット、ヤカン、鍋等）、びん類（資源物を除いたもの）、小型家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯・衣類乾燥機の家電4品目を除く）、ガラス・陶磁器類（茶碗・皿等）等で破碎処理が可能なもの	月1回			
資源物	空き缶	スチール缶、アルミ缶（共に飲料に限る）	透明又は半透明の袋	ごみ集積場	
	ペットボトル	PET1 マークのついているボトル			
	発泡スチロール	電気製品の緩衝材を除く魚箱等	透明又は半透明の袋、若しくはひもで束ねる		
	びん類	飲料用のびん、食品保存のびん、薬のびん、化粧品のびん、ジャム等調味料のびん等	透明又は半透明の袋		
	紙パック	牛乳、コーヒー、ジュース、酒、焼酎等飲料用のパック（アルミニウムが使用されていないもの）	月2回		ひもで十字に束ねる
	段ボール	段ボール			
	新聞紙	新聞紙（広告を含む）	上記の他、紙袋等に入れる		
	雑がみ	雑誌、本、カタログ、紙箱、封筒、ハガキ、コピー用紙、包装紙などの紙類全般			
	プラスチック製容器包装	プラマークのついたプラスチック製の容器包装類（洗剤、調味料に使用されたボトル・チューブ類は除く）			透明又は半透明の袋

	使用済小型家電	家電リサイクル法の対象となる家電4品目を除く使用済小型家電（小型家電リサイクル法対象品目）	月1回 （燃えないごみ） ・ 随時 （回収ボックス）	ごみ集積場に排出する場合は、久慈市指定ごみ袋	ごみ集積場、ボックス回収又は直接搬入*
	古着	衣料全般、服飾雑貨、バッグ	随時	透明又は半透明の袋	古着回収ボックス
	可燃性粗大ごみ	机、イス、ベッド（木製）、畳等 60 cm × 100 cm以上又は1袋1束の重量が 20 kg以上のもの	—	—	直接搬入
	不燃性粗大ごみ	机、イス、ベッド（金属製）、自転車等 60 cm × 100 cm以上又は1袋1束の重量が 20 kg以上のもの			
	搬入できないもの	コンクリートくず、レンガ、瓦、ガスボンベ、消火器、ペンキ、タイヤ、オイル、ガソリン、灯油、シンナー類、薬品類、農薬、二輪車、バッテリー、ドラム缶、建築廃材、耐火ボード、汚泥、ボイラー、焼却炉、農機具、業務用冷蔵庫、ストッカー、自動販売機、スプリング入りマットレス（スプリングを外し、燃えるものと燃えないものに区分したものを除く）、農業用廃プラスチック、在宅医療廃棄物（注射針等鋭利な物）、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）	—	—	販売店 廃棄物処理業者 指定引取場所 医療機関
	家電リサイクル法対象品目	エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコン			
	資源物（店舗回収）	トレイ、牛乳パック等（各店舗による）	各店舗回収による	各店舗回収による	回収ボックス等（各店舗による）

※ パソコン等、個人情報漏えいの恐れのある使用済小型家電については、ボックス回収又は直接搬入のみ受入可能（ごみ集積場への排出は不可）

イ 事業系ごみ

種類		排出方法	収集運搬方法	処理方法
事業活動に伴って発生する一般廃棄物	事業者が自ら廃棄物処理施設に搬入する場合	/	事業者が自ら廃棄物処理施設へ運搬	焼却、埋立及び資源化
	一般廃棄物収集運搬業者が搬入する場合		一般廃棄物収集運搬業者との契約に基づき排出	

ウ 動物の死体

種類	排出方法	収集運搬方法	処理方法
動物の死体	丈夫な袋かダンボールに入れ密封して排出	直接搬入（ただし、市道の場合のみ随時収集）	焼却

② 収集・運搬及び処理の主体

区分	収集運搬	中間処理	最終処分
生活系ごみ	○ 委託収集 ○ 自己搬入	久慈広域連合 廃棄物処理施設	久慈地区最終処分場又は引渡業者等
事業系ごみ	○ 許可業者 ○ 自己搬入		

③ 収集日程等

ア 通常収集

燃えるごみを毎週2回（大川目地区の一部、宇部地区の一部、山根地区及び山形地区は毎週1回）、燃えないごみは毎月1回、資源物は毎月2回、ごみ集積場から回収を行う。

イ お盆の供物収集

令和3年8月16日（月）を予定し、山形地区を除く各地区に収集場所を指定し、市の直営により行う。

ウ 年末年始のごみ特別収集

年末年始はごみ処理場の休場日が長期に渡ることから、家庭からのごみ排出に支障が生じると予想される場合は、通常収集日の変更及び特別収集の措置を講じるものとする。

④ ごみ集積場

地区名	久慈	長内	小久慈	大川目	夏井	宇部	侍浜	山根	山形	合計
集積場数	217	72	55	54	52	66	36	35	101	688

※ 令和3年2月28日現在

(4) 啓発・推進計画

① ごみの分別及び適正処理に関する情報提供等

ア ネットで利用できる久慈市ごみ分別辞典「ごみサク」を適宜更新し、分別方法の周知を図る。

イ 久慈市のごみ分別ガイドブックの見直しを行い、適宜更新し、分別方法の周知を図る。

ウ 広報くじ及び回覧文書等により環境関連情報等を随時発信する。

エ 環境講座等において、環境関連情報等の提供及び啓発を行う。

オ 環境パトロール員を設置、啓発看板の設置及び不法投棄の監視活動強化等、関係機関と連携して不法投棄など廃棄物の不適正処理の撲滅を図る。

カ 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、町内会や衛生班が実施するごみ集積場整備事業を補助する。

② 環境学習の充実

ア 児童、生徒及び市民等が実施する環境学習の充実に努めるとともに、まちづくり直送便等出前講座への講師派遣を行う。

イ 地区衛生班及びその他関係団体等との意見交換会を定期的を開催し、環境施策に関する情報提供等を行う。

③ ごみ減量及びリサイクルの推進

ア 久慈地方産業まつりにおいて、「生活部会」の環境保全コーナーを設置し、ごみ減量施策の周知及び3Rの普及啓発等を行う。

イ 生ごみを減量するため、家庭用コンポスター等の普及促進を図る。

ウ 生ごみの排出を抑制するため、材料を無駄なく利用できるような献立や調理方法などについて、関係機関と連携し、普及啓発を行う。

エ 「岩手県再生資源利用認定製品」の利用促進を図るとともに、当該認定制度の周知及び活用を推進する。

オ プラスチック製容器包装、小型家電、雑がみなど資源物の分別方法を周知し、資源回収量の拡大を図る。

④ 環境活動への参加促進

ア 「エコショップいわて認定制度」の市内認定店舗の拡充を図り、環境に配慮した事業活動を促進する。

イ 地域主体の環境活動を促進するため、資源物集団回収事業を実施する地域団体数の増加を図るため、各市民センターと連携し、周知活動を実施する。

ウ きれいで住みよいまちづくりを実現するため、早朝一時間清掃を実施して道路及び公園等公共の場所の清掃美化を推進し、市民や事業者への参加促進を図る。

エ 「いわて地球環境にやさしい事業所認定制度」に関する情報提供を行う。

⑤ その他廃棄物行政の推進

ア 災害廃棄物処理の備えとして災害廃棄物処理計画の策定や民間業者等との協定締結に努める。

(5) 廃棄物処理施設の概要

施設の名称	所在地	備考
久慈地区ごみ焼却場	久慈市夏井町大崎第3地割95番地	処理能力120t/24h (60t/24h×2炉)
久慈地区最終処分場	久慈市夏井町鳥谷第4地割23番地6	埋立容量59,100m ³ (平成14年供用開始時)
久慈地区粗大ごみ処理場	久慈市夏井町鳥谷第4地割23番地6	処理能力30t/日(5h)
久慈地区再資源化処理場	久慈市夏井町鳥谷第4地割23番地6	処理対象:空缶、発泡スチロール、ペットボトル、びん類、紙類
洋野リサイクルセンター	九戸郡洋野町種市第51地割荒屋敷72番地4、5、8	処理対象:プラスチック製容器包装 設置者:株式会社ノブタ興業

(6) 廃棄物由来エタノール製造実証施設への一般廃棄物供給

積水バイオリファイナリー(株)が廃棄物からエタノールを製造する実証施設を久慈市侍浜町内に建設し、実証試験を実施するにあたり、久慈広域連合管内(普代村を除く)で発生する一般廃棄物(ごみ集積場から収集する生活系ごみ)を提供する。

事業実施主体	所在地	備考
積水バイオリファイナリー株式会社	久慈市侍浜町本町第9地割54番地1	処理量:140t/週 一般廃棄物の提供期間(予定):令和4年1月から令和6年3月まで 供給方法:久慈広域連合が収集運搬を委託する業者が集積場から当該施設に運搬する。

6 生活排水処理実施計画

(1) 処理人口 (単位：人)

区分		処理人口
計画区域内人口		33,454
水 洗 化	公共下水道	10,413
	コミュニティ・プラント	72
	農・漁業集落排水施設	2,361
	浄化槽	4,954
	水洗化・生活雑排水処理人口	141
非水洗化人口		15,513

※ 久慈広域連合一般廃棄物処理基本計画（資料編）（R 3. 3月策定）の生活排水処理形態別人口予測結果（久慈市）【表 13】より引用。

(2) 排出量の推移及び見込 (単位：キロリットル)

年度	し尿	浄化槽汚泥	合計
H27	21,396	4,506	25,902
H28	21,659	3,837	25,496
H29	20,809	4,253	25,062
H30	20,691	4,530	25,221
R1	20,840	4,620	25,460
R2	18,323	4,526	22,849
R3	17,374	4,563	21,937
R4	16,462	4,563	21,024

※ H27 から R1 は久慈広域連合一般廃棄物処理基本計画（R 3. 3月策定）の表 6-2-2 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績（久慈市）より引用。

※ R2 から R4 は久慈広域連合一般廃棄物処理基本計画（資料編）（R 3. 3月策定）の計画平均処理量の予測結果（久慈市）【表 18】より各数値を年換算したもの。

※ 小数点第 1 位を四捨五入し整数表記しているため、各値の和が合計値と一致しない場合がある。

(3) 収集・運搬計画

① し尿

し尿の収集・運搬は久慈広域連合から委託を受けた委託業者が行う。

② 浄化槽汚泥

浄化槽汚泥の収集・運搬は久慈広域連合から許可を受けた許可業者が行う。

(4) し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の概要

施設の名称	所在地	備考
久慈地区し尿処理場	久慈市夏井町閉伊口第9地割18番地1	処理能力：105k1/日 (40k1/日+65k1/日)
久慈地区汚泥再生処理センター	九戸郡洋野町中野第7地割字尺沢30-10、他	処理能力：105k1/日 (し尿65k1/日、浄化槽汚泥32k1/日、有機性廃棄物8k1/日) 竣工年度：令和3年度(予定)

(5) 啓発・推進計画

① 生活排水の適正処理に関する情報提供等

- ア 広報くじ及び回覧文書等を活用し、適正な生活排水処理の意識高揚を図る。
- イ 公共下水道等生活排水処理施設整備地区における接続の促進を図る。
- ウ 生活排水処理施設等の見学会を通じ、下水道事業の役割や仕組みの理解を深める。
- エ 生活排水に対する住民の意識を確認するため、必要に応じてアンケート調査等を実施する。
- オ 生活排水処理施設整備事業(公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽、し尿処理)の計画的な事業推進を図り、水洗化人口の増加に努める。

② 環境教育の充実

生活排水やし尿の適正な処理が、水質汚濁の低減へ大きく貢献していることを広く理解してもらうため、処理施設見学会等の開催や支援を行う。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(一般廃棄物処理計画)

第1条の3 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。